参考資料

~第3次電気事業制度改革における措置~

第3次制度改革における措置①(行為規制の導入について)

「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」(平成15年2月)における基本的な考え方

- ▶送配電部門が供給信頼度維持のために十全の調整機能を発揮するためには、送配電部門の公平性・透明性が担保され、市場参加者の信頼が確保されていることが必要。
- ▶具体的には、送配電部門と発電・販売部門との間の情報遮断、内部相互補助の禁止、差別的取扱いの禁止が確実に担保されることが重要。
- ▶これらを達成する手法としては、行為規制と構造規制の2つが存在するが、構造規制(アンバンドリング)はとらず、行為規制を法律(電気事業法)により担保する手法を採用し、行政は事後チェック機能の整備を図る。

構造規制はとらず垂直一貫体制を維持

送配電部門の公平性・透明性を担保することが必要

①情 報 遮 断

送配電部門が託送業務において知り得た情報を、本来の目的以外の目的のために利用・提供しないことを電気事業法において担保。(法第24条の6)

②内部相互補助の禁止

託送等の業務により送配電部門に生じた利益が、他の部門で使われていないことを監視するために、送配電部門の収支計算書等の作成及び公表を電気事業法により義務付け。(法第24条の5)

③差別的取扱いの禁止

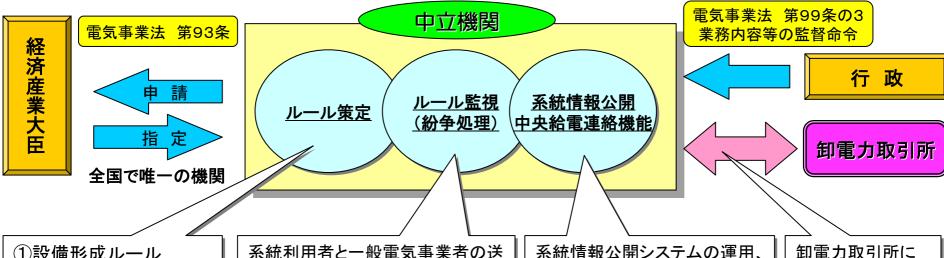
送配電部門の託送に係る業務において、特定の電 気事業者に対して、不当に差別的な取扱いをしない ことを電気事業法において担保。(法第24条の6)

第3次制度改革における措置②(中立機関(送配電等業務支援機関)の設立について)

「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」(平成15年2月)における基本的な考え方

- ▶送配電分野における系統アクセス、設備形成、系統運用、情報開示等については、需要家選択肢 の確保や安定供給確保の観点から、

 一層の公平性・透明性を確保することが必要。
- ▶これを担保する方策としては、多様な電気事業者の納得性や、官民の役割分担として原則、国によ る事前規制は抑制するとの観点から、民間の自主的な取組に委ね、行政は民間によるルール策定 等における意思決定機構等についての事前チェックの他、事後的な監視を行うこととするのが最も 合理的かつ実効的。
- ▶このため行政による意思決定手続き等の公平性・透明性のチェックの下、中間法人形態による法人 を創設し、当該法人(中立機関)に流通設備の形成や系統アクセス、系統運用、情報開示等に関す るルールの策定等の業務を運営させることとすることが適当。



配電部門等との間の紛争のあっせ

ん・調停(指導・勧告)

- ①設備形成ルール
- ②系統アクセスルール
- ③系統運用ルール
- 4情報開示ルール

系統情報公開システムの運用、 地域間をまたがる広域取引、地 域間連系線運用、混雑管理に 係る連絡調整。

卸電力取引所に おいて成約した取 引等に係る連絡調 整を実施。

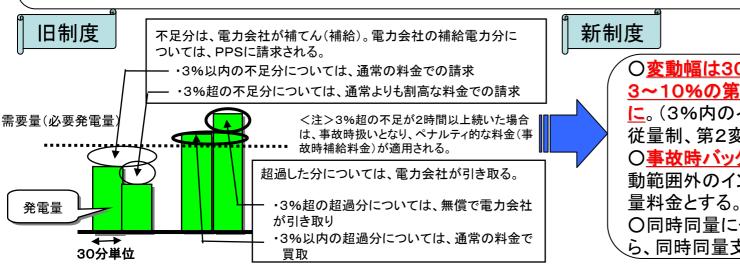
第3次制度改革における措置③(同時同量ルールの見直しについて)

「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」(平成15年2月)における基本的な考え方

- ▶現行制度における託送要件(いわゆる30分3%同時同量制度、容量確保要件、インバランス料金 制度等)については、小売自由化範囲が特別高圧需要家に限られていることを前提として制度化さ れたもの。
- ▶しかし、上記のような供給力確保の仕組みを小売自由化範囲の拡大時においても維持しようとすれ ば、多大な社会的コストが発生する懸念が強い。
- ▶このため、自由化対象となる需要家の拡大に対応しつつ、安定供給確保のための系統利用者と系 統運用者間の適切な役割分担方法を整備するとの観点から、現行の託送制度の見直しを行うこと が必要。

同時同量の基本的な考え方

- ★電気の供給においては、瞬時瞬時の需要量と発電量が一致していることが重要であるが、特定規模電気事業者 については、30分間における需要と発電の合計量を一致させればよいとされている。(=30分間同時同量)
- ★この結果発生したインバランスについては、一般電気事業者が自らの需要に対する負荷追従と一体的に調整を 行っている。



新制度

○変動幅は30分3%を基本としつつ、

3~10%の第2変動範囲も選択可能

に。(3%内のインバランス料金は単純 従量制、第2変動範囲は2部料金制)

- ○事故時バックアップ料金は廃止。変 動範囲外のインバランス料金は単純従
- 〇同時同量に伴う負担軽減の観点か ら、同時同量支援システムを導入。

第3次制度改革における措置④(卸電力取引所の設立について)

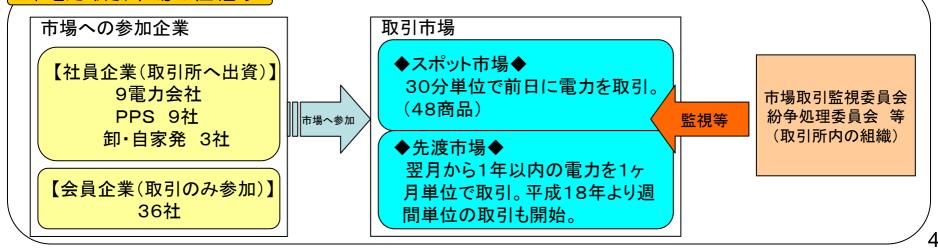
「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」(平成15年2月)における基本的な考え方

- ▶小売自由化範囲が拡大される中では、事業者による電源開発投資に関するリスクマネ ジメント手段の一層の整備が必要。
- ▶このため、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の 販売・調達手段の充実等を図り、取引所取引を活性化させることが求められている。
- ▶卸電力取引市場は効率的な運営を担保する観点から、公設の市場とするのではなく、<u>私</u> <u>設・任意の取引所として発足</u>させることが適当であり、<u>中立性が担保された法人</u>とすることが適当。

日本卸電力取引所の性格

- ★私設・任意の取引所であり、全国規模の初の電力取引市場として平成15年11月に設立。
- ★現物としての電気の取引の場として設立され、取引市場への参加は会員制。

卸電力取引市場の仕組み



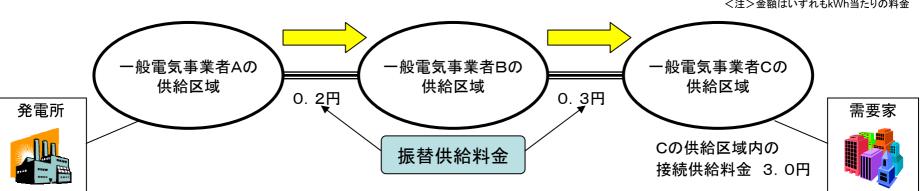
第3次制度改革における措置⑤(振替供給料金(パンケーキ)の廃止について)

「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」(平成15年2月)における基本的な考え方

- ▶小売自由化範囲の拡大を実質的に需要家の選択肢の拡大につなげるとともに、事業者 の投資環境を整備し、効率的な電源の有効活用を図るためには、広域的な電力流通を 現行以上に活性化する方策を講ずることが重要。
- ▶こうした政策的要請にかんがみれば、現在の振替供給制度は見直し、供給区域内外の取引を問わずに各供給区域における系統利用料金に一本化することにより、供給区域をまたぐごとに課金されることのない仕組みとすることが適当。

旧制度

◆具体例◆ 一般電気事業者Aの供給区域にある発電所から、一般電気事業者Cの供給区域にある需要家に供給を行う場合 <注>金額はいずれもkWh当たりの料金



- ▶旧制度では、発電所から遠くの需要地に電気を送る場合、近接から送る場合よりコストがかかる仕組みとなっており、上述の例においては1kWhあたり3.5円(0.2円+0.3円+3.0円)の託送料金がかかる。
- おお新制度の下では、いずれの供給区域の発電所から供給する場合であっても、同一の託送料金(3.0+ α 円)が適用される。 (α:振替料金に係るコストは、需要地の一般電気事業者の供給区域の需要家が薄く広く負担。)

第3次制度改革における措置⑥(系統利用料金規制について)

「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」(平成15年2月)における基本的な考え方

- ▶託送制度の利用者が増えることに伴い、系統利用料金規制について、より厳格な規制である認可制へ移行することも考えられる。
- ▶しかし①現行の届出・事後変更命令による制度も規制制度であり、その下で機動的な料金改定が実際に実現されていること、また、②規制方式如何にかかわらず、いかに託送料金低減を促す仕組みとするかが実質的な問題であることにかんがみれば、引き続き届出制を維持する一方、行政による変更命令発動基準をより明確化し、系統利用料金低減のための機動性と予見可能性を確保する制度とすることが適当。

変更命令発動基準明確化の主な内容

>変更命令発動の期間・超過利潤等、及び変更命令を発動しない場合を明確化

「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成16年5月)における記述(抜粋)

①変更命令発動の期間・超過利潤等の明確化

<u>2年程度にわたり</u>、毎年の送配電部門の収支に超過利潤または欠損が発生している場合、または、送配電部門の想定総原価と送配電部門の費用実績に乖離が生じている場合で、翌年度に接続供給料金の再計算を行わない合理的理由が存在しない場合。

②予見可能性の観点から変更命令を発動しない場合の明確化

電力会社各社は、過去2年間で経営効率化努力の結果、全国平均約7%の引き下げ改定を実施。

①に掲げる場合でも、こうした接続供給料金改定の実績が見られる場合、または効率化計画等での言及において接続供給料金算定に関して同様の効率化努力の見通しが表明される場合には、原則、変更命令の対象にはならない。